富山県浄化槽適正管理促進協議会設置要綱

（設置）

第１条　浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 54 条第１項の規定により、富山県（以下「県」という。）が組織する協議会として、「富山県浄化槽適正管理促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　協議会は、県の区域における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（協議事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1)　浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の促進に係ること

(2)　浄化槽の整備に係ること

(3)　浄化槽台帳の整備及び活用に係ること

(4)　その他目的の達成に必要な事項

（組織）

第４条　協議会は、別表に掲げる行政機関及び関係団体の職にある者をもって構成する。

（会長）

第５条　協議会に会長を置き、富山県生活環境文化部環境政策課長をもって充てる。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する構成員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該構成員が委任する代理者を出席させることができる。

３　会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（書面等による協議）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により会議の招集に代えることができる。

（事務局）

第８条　協議会の運営に必要な事務を執行するため、富山県生活環境文化部環境政策課に事務局を置く。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年 10 月 28 日から施行する。

別表（第４条関係）

区分	構成員
行政機関	富山県生活環境文化部環境政策課長
	富山県厚生部新川厚生センター衛生課長
	富山県厚生部新川厚生センター魚津支所衛生予防課長
	富山県厚生部中部厚生センター衛生検査課長
	富山県厚生部高岡厚生センター射水支所衛生予防課長
	富山県厚生部高岡厚生センター氷見支所衛生予防課長
	富山県厚生部砺波厚生センター衛生検査課長
	富山県厚生部砺波厚生センター小矢部支所衛生予防課長
	富山県合併処理浄化槽普及促進協議会事務局長 （富山市環境部環境保全課長）
	富山市福祉保健部保健所生活衛生課長
	高岡市生活環境文化部環境政策課長
関係団体	公益社団法人富山県浄化槽協会　会長
	富山県環境保全協同組合　理事長